

心と魂、
実現する
心くま

新たな福島県スポーツ推進基本計画

(素案修正案)

令和4年3月

福島県

福島県スポーツ推進基本計画 目次

第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画におけるスポーツの範囲	2

第2章 福島県のスポーツの現状と課題

1	県民の運動・スポーツ活動の実態	4
(1)	成人の運動・スポーツ活動	4
(2)	高齢者の運動・スポーツ活動	5
(3)	子どもの運動・スポーツ活動	5
(4)	「みる」「ささえる」スポーツ	7
(5)	総合型地域スポーツクラブ	7
(6)	スポーツ施設	8
(7)	県内市町村におけるスポーツ推進計画の策定状況	8
2	福島県の競技力	9
(1)	国民体育大会の成績	9
(2)	近年の本県関係オリンピック競技大会出場選手	9
(3)	競技力向上のための環境	11
3	障がい者スポーツ	12
(1)	障がい者のスポーツ活動状況	12
(2)	障がい者のスポーツ環境	13
4	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の福島県開催	14
5	考慮すべき社会の現状	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	16
2	目指す姿	16
3	計画の構成	16
4	視点	16

第4章 施策の推進における取組内容

I 施策体系	18
施策の柱1 生涯スポーツの推進に関する取組	19
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	20
(2) スポーツを「みる・ささえる」機会の充実	21
(3) スポーツ(を通じた)ネットワーク体制の強化	21
(4) スポーツ施設の機能強化	22
(5) 市町村スポーツ推進計画策定の促進	22
施策の柱2 競技スポーツの推進に関する取組	24
(1) 競技力向上の推進	25
(2) アスリートの発掘・育成・強化	25
(3) 競技力の強化を支える人材の育成	25
(4) 競技力の強化を支える環境の整備	25
施策の柱3 障がい者スポーツの推進に関する取組	27
(1) 障がい者のスポーツ活動・参加機会の充実	28
(2) パラアスリートの発掘・育成・強化	28
(3) 障がい者スポーツ推進体制・人材育成	30
(4) 障がい者スポーツ推進のための環境整備	31
(5) 障がい者スポーツ活動の理解促進	32
施策の柱4 オリンピック・パラリンピックのレガシー推進に関する取組	33
(1) スポーツ参画人口の拡大	34
(2) アスリートが活躍する場の実現	34
(3) (パラリンピックを契機とした) 共生社会型のスポーツの推進	35
(4) オリンピック・パラリンピック教育レガシーの継承	35
II 施策の推進にあたって	36
1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
福島県スポーツ推進基本計画・指標一覧	37
参考資料	38
用語の補足説明	41

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成25(2013)年3月に、県民の誰もが、豊かなスポーツライフを創造できる「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、県民が、生涯にわたって自主的・自律的かつ継続的にスポーツに親しみながら、人と地域が輝く『ふくしま』を創ることを基本目標とした「福島県スポーツ推進基本計画(計画期間:平成25(2013)年度~令和2(2020)年度)」を策定しました。

一方、国においては、平成25(2013)年9月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催が決定し、国民のスポーツに対する関心が高まる中、平成27(2015)年10月にスポーツ行政を総合的・一元的に推進する「スポーツ庁」が設置され、厚生労働省から障がい者スポーツを移管したほか、平成29(2017)年3月には、スポーツ立国の実現に向けた指針となる「第2期スポーツ基本計画」を策定するなど、スポーツ施策の総合的な推進を図っています。

こうした中、国の計画理念を具現化し、東日本大震災・原子力災害からの復興状況をはじめとする本県を取り巻く社会やスポーツ環境の変化に対応するため、平成30(2018)年1月に「福島県スポーツ推進基本計画」の一部を改定しました。

また、東京2020大会によるスポーツ活動の機運上昇をレガシーとして継承し、県内のスポーツを一層推進していくために、誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりや競技力の向上に向けた実効性と持続性のある取組等を進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症へは、今後も長期的な対応が見込まれ、「3つの密」の回避といった基本的な感染対策の徹底や、「新しい生活様式」の実践、定着を進めながら、スポーツ活動の推進が求められています。

このような社会情勢の変化の中、これまでの取組や成果、課題を明確にした上で、本県のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新たな福島県スポーツ推進基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に基づく計画として、国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌し、本県の実情に即した計画を策定するものです。

また、「新たな福島県総合計画」のスポーツに関する部門別計画として位置づけ、本県スポーツの推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

3 計画の期間

「新たな福島県総合計画」が令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9か年計画とされていることを受け、本計画も同様の期間とします。

また、計画期間中に、国の計画の改定や本県を取り巻く状況の変化などを踏まえて随時見直しを行うこととします。

「福島県スポーツ推進基本計画」と関連計画等

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
計 画 の 等	法	スポーツ基本法（H23（2011）～）												
	計画	第2期スポーツ基本計画				第3期スポーツ基本計画				第4期スポーツ基本計画				
県 の 計 画	県総合計画	ふくしま新生プラン				福島県総合計画（R4～R12）								
	県スポーツ推進基本計画	ふくしまスポーツ元気創造プラン				新たな福島県スポーツ推進基本計画（R4～R12）								

4 計画におけるスポーツの範囲

「sports（スポーツ）」の語源は、ラテン語の「deportare（デポルターレ）」とされており、それは、気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指しているといわれています。

スポーツ基本法において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び

体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であると謳われています。

これらを踏まえ、本計画では、一定のルールに則った勝敗や記録を競うものだけではなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、さらには、気晴らしや楽しみなどを目的にしたウォーキングやランニングなどの身体活動も含むものとし、スポーツを幅広い範囲で捉えます。

第2章 福島県のスポーツの現状と課題

1 県民の運動・スポーツ活動の実態

(1) 成人の運動・スポーツ活動

令和元（2019）年度の県民の運動・スポーツに関する実態調査（以下「県の実態調査」という。）では、本県の「週1回以上定期的に運動・スポーツを実施している成人の割合（以下「スポーツ実施率という。）」は49.9%で、県民の2人に1人が週1回以上何らかの運動やスポーツに取り組んでいるという結果でした。

しかし、令和2（2020）年度に行った同様の全国調査の割合は59.9%であり、本県は全国と比べ10%下回っている状況です。

また、県内男女別の比較では、男性に比べて女性のスポーツ実施率が低く、県内年代別の比較では、30代から50代などの「働き盛り世代」や「子育て世代」のスポーツ実施率が低い結果となっています。男女別と年代別の傾向は本県だけではなく、全国的に同様の傾向を示しており、全国的な課題となっています。

このような現状であることから、本県のスポーツ実施率を向上させるため、働き盛り世代、女性、子育て世代が気軽に運動・スポーツに取り組むことができる環境づくりに加え、これまで運動・スポーツに関心を持たなかった人への働きかけが必要です。

<グラフ等>

<スポーツ実施率>

	まったく 行ってい ない	週に1 日	週に2 日	週に3 日	週に4 日	週に5 日	週に6 日	毎日	無回 答
全体(%)	48.5	15.6	11.3	7.9	4.8	2.8	1.9	5.6	1.6

性別

男性(%)	43.1	18.9	12.0	7.7	5.3	3.5	2.0	6.3	1.3
女性(%)	53.1	12.9	10.7	8.1	4.4	2.2	1.8	5.1	1.9

年齢別

20代	45.9	21.0	12.7	7.0	3.2	3.2	1.3	5.7	—
30代	62.1	16.4	7.3	5.1	3.4	0.6	2.8	2.3	—
40代	52.8	15.4	15.0	6.5	4.7	2.8	1.4	1.4	—
50代	51.6	14.3	10.6	7.8	6.0	0.9	1.8	5.1	1.8
60代	45.6	14.8	11.7	8.7	4.4	3.0	2.0	8.7	1.0
70歳以上	38.4	14.1	10.5	10.5	6.2	5.1	1.8	8.0	5.4

資料：福島県「県民の運動・スポーツに関する実態調査」(令和元年度)

(2) 高齢者の運動・スポーツ活動

本県の高齢者の数(65歳以上人口)は、581,880人(令和3(2021)年4月)で、県人口に占める高齢者の割合は32.5%となっています。年々高齢化が進む(令和2(2020)年より5,265人増加)中で、運動・スポーツを通じた健康づくりを推進することにより、医療費の抑制や、健康寿命の延伸による健康長寿社会の実現が期待されます。高齢者が健康でいきいきと生活し、健康長寿社会の実現が期待されます。また、スポーツにより人や地域との交流を深めることは、孤立防止やフレイルの予防につながります。

本県60代・70歳以上のスポーツ実施率は、他の年代と比べると高い数値(60代53.3%、70歳以上56.2%)を示していますが、より多くの高齢者が運動・スポーツに親しむことができるよう、身近で安心・安全な運動・スポーツ活動に取り組める環境づくりが必要です。

(3) 子どもの運動・スポーツ活動

① 幼児期における身体活動

近年の都市化や少子化の進展は、社会環境や人々の生活様式を大きく変化させ、子どもにとって遊ぶ場所・遊ぶ仲間・遊ぶ時間の減少などが体を動かして遊ぶ機会の減少を招いています。幼児にとって体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成の阻害に留まらず、意欲や気力の減弱、対人関係やコミュニケーションをうまく構築できないなど、心の発達にも重大な影響を及ぼす懸念があります。

主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題となっており、家庭や地域と連携した環境づくりが求められています。

② 児童生徒の体力等

東日本大震災に伴う原子力災害以降、本県の子どもたちは、生活環境の変化に起因する運動不足や肥満傾向、体力や運動能力の低下など、多くの健康課題を抱えています。

児童生徒の肥満傾向は震災以前から課題であり、震災以降は一段と悪化し、さまざまな対策や取組によりゆるやかな改善傾向を示していたところでした。しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、肥満傾向児の出現率が、8歳男子と5歳女子を除く全年齢で全国平均を上回る結果（令和2年度）となっている状況です。

また、児童生徒の体力・運動能力は、令和元（2019）年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」における体力合計点で、本県の小5女子（56.19）中2女子（50.09）が全国平均の小5女子（55.59）・中2女子（50.03）を上回る結果となりましたが、小5・中2男子は全国平均を下回っている状況となっております。

今後も健康課題の克服に向け、学校、家庭、関係機関の継続した取組が必要です。〈グラフ等〉

③ 児童生徒の運動意欲

「令和元（2019）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、本県の小学5年男女、中学2年男女は、「運動やスポーツをすることが好き」の割合が全国平均を下回り、「1週間の総運動時間」も中2女子以外は全国平均を下回る結果となりました。積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。

児童生徒が気軽に楽しく運動やスポーツができる環境や仕組みづく

りが課題となっており、学校、家庭、地域が一層連携・協力することが求められています。

(4) 「みる」「ささえる」スポーツ

県内では4つの複数のプロスポーツチームが活動しており、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」など様々なスポーツの楽しみ方や関わり方を体感できる環境にあります。

スポーツを「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」といったスポーツとの関わりをもつことができたり、トップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツへの興味・関心を高めたりすることができるなど、様々な効果が期待されます。

また、県内では各地域でマラソン大会や自転車ロードレース大会など、多様なスポーツイベントが開催されています。企業や地域、ボランティア団体などの協力による「ささえる」スポーツボランティアの活用が図られており、特に県内を拠点とするプロスポーツチーム等の活動では、スポーツボランティアが活躍し、大会や競技運営などにおいて、なくてはならない存在になっています。

県の実態調査では、「スポーツボランティアを行っていない理由」について、「参加する機会がないから」「活動があることを知らなかった」と回答した割合が多くみられました。スポーツボランティア活動の継続と広がりを図るため、参加する機会の確保や県民への情報発信、参加しやすい仕組みづくりなどが課題としてあげられます。

(5) 総合型地域スポーツクラブ

地域のスポーツ活動の拠点として期待される総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、令和3（2021）年4月1日現在、48市町村に80クラブが設立されています。

しかし、県の実態調査における総合型クラブの認知度は23.4%であり、十分に認知度が高まっているとはいえない状況です。

また、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、「学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実の推進」が示されており、子どものスポーツ活動機会の確保のため、総合型クラブにその受け皿としての役割が期待されます。

地域の実情や地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ活動を展開し、より地域に定着していくことなどが課題となっています。

(6) スポーツ施設

国では、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場を確保するため、既存施設の有効活用を推進しています。県内でも数多くのスポーツ施設が整備されており、地域住民の多様なニーズに対応できる拠点として、既存施設の有効活用が求められています。

また、学校体育施設は、地域の最も身近なスポーツ施設であるとともに、コミュニティスペースとして重要な役割を担っており、地域のスポーツ資源として一層の活用を図ることが必要です。本県では、市町村が管轄する小・中学校では学校開放率が高い割合で推移しています。

一方、県立学校は定時制や運動部活動等との関連もあり、小・中学校に比べ低い割合となっています。部活動が休みとなる週休日や長期休業中などにおいて県立学校の有効活用を図るなど工夫し、県立学校開放率の増加を図っていくことが課題となります。

(7) 県内市町村におけるスポーツ推進計画の策定状況

県内の市町村における現在のスポーツ推進計画の策定状況は、「スポーツ推進計画」を単独で策定しているのは7市町村、総合計画や教育計画等にスポーツを含む形で策定しているのは44市町村、スポーツに関する計画を持たないのは8町村となっております。

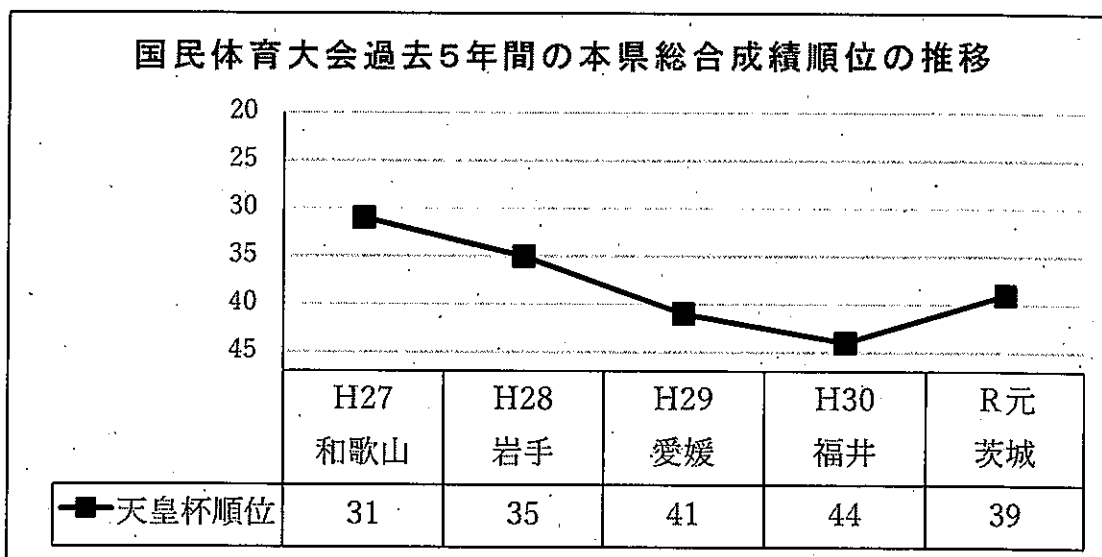
他県では、市町村がスポーツ推進計画を単独で策定し、スポーツによる医療費抑制の取組や研究成果も報告されており、スポーツを通じた健康増進による健康長寿社会の実現を目指す取組が行われています。

各市町村において「スポーツ推進計画」の策定や改定をし、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツ施策を主体的に実施することにより、健康増進、共生社会の実現、経済や地域の活性化などを図り、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係機関が一体となって取り組むことが必要です。

2 福島県の競技力

(1) 国民体育大会の成績

平成7（1995）年に行われた「ふくしま国体」を契機に高められた競技力は、近年の国民体育大会（以下「国体」という。）の総合成績（天皇杯順位）を見ると、30位台後半から40位台と低い位置で推移しています。公益財団法人福島県体育協会（以下「県体育協会」という。）をはじめ、競技団体や学校体育団体等と連携した競技者の発掘・育成・強化に取り組んできたところですが、現行計画の目標順位である30位以内には達していないため、喫緊の課題である少年種別と団体競技の競技力向上に取り組むことが必要です。



資料：県スポーツ課調べ

(2) 近年の本県関係オリンピック競技大会出場選手

本県では、平成26（2014）年度から将来の活躍が期待されるジュニア世代のアスリートを対象に、国際的な競技力の向上を見据えた支援に取り組んでおり、平成28（2016）年度からは、日本代表を目標とし、世界を舞台に活躍が期待できる本県のアスリートを対象に強化活動の支援を図ってきました。

そのような中、東京2020オリンピック競技大会には、強化活動の支援を図ったアスリートを含め、過去最多となる16名が出場を果

しました。その活躍は、県民に大きな感動をもたらしてくれるものであり、今後も、世界を舞台に活躍が期待できるアスリートの輩出を目指した取組が必要です。

本県関係オリンピック競技大会出場選手

夏季大会

開催年	開催地	選手名	競技種目
H28 (2016)	リオデジャネイロ (ブラジル)	山下 航平	陸上競技 男子三段跳
		渡邊 一成	自転車競技 男子ケイリン
		窪木 一茂	自転車競技 男子オムニウム
R3 (2020)	東京	桃田 賢斗	バドミントン 男子シングルス
		渡辺 勇大	バドミントン 男子ダブルス・混合ダブルス
		東野 有紗	バドミントン 混合ダブルス
		遠藤 純	サッカー 女子
		菅澤 優衣香	サッカー 女子
		三宅 史織	サッカー 女子
		近内 三孝	ウエイトリフティング 男子67kg級
		松元 克央	競泳 男子200m自由形・男子4×200mリレー 混合4×100mリレー
		宮田 悠佑	カヌー 男子スプリントカヤックフォア500m
		皆川 博恵	レスリング フリースタイル女子76kg級
		金子 広美	自転車競技 女子ロードレース
		新田 祐大	自転車競技 男子ケイリン・男子スプリント
		笠原 謙哉	ハンドボール 男子
		相澤 晃	陸上競技 男子10000m
		山内 大夢	陸上競技 男子400m障害
山下 潤	陸上競技 男子200m		

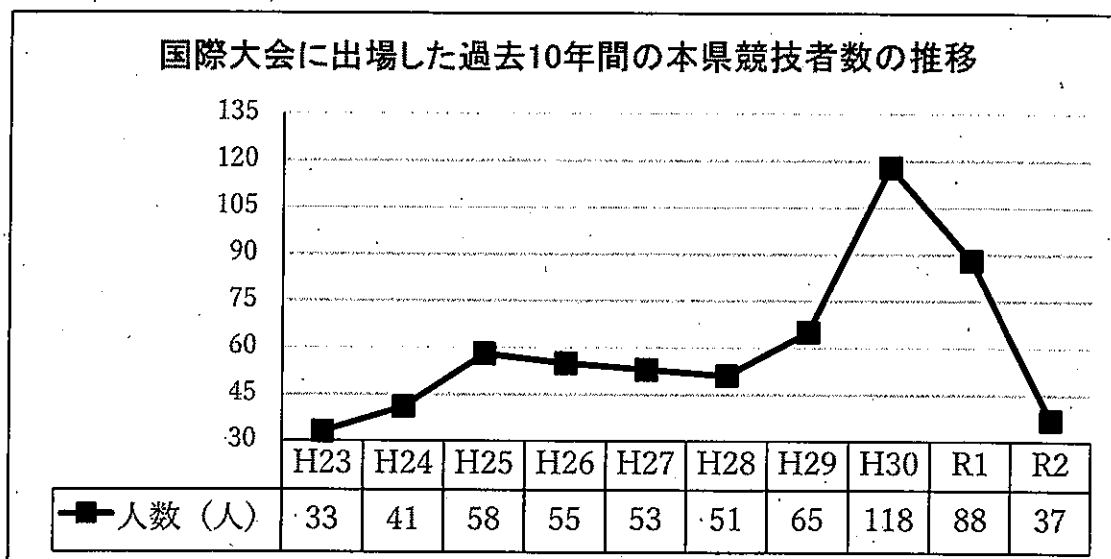
* 選手名の太字はメダリスト

冬季大会

開催年	開催地	選手名	競技種目
H26 (2014)	ソチ (ロシア)	遠藤 尚	スキー・フリースタイル 男子モーグル
		星野 純子	スキー・フリースタイル 女子モーグル
		穂積 雅子	スケート・スピードスケート 女子3000m・女子5000m
H30 (2018)	平昌 (韓国)	遠藤 尚	スキー・フリースタイル 男子モーグル
		渡部 剛弘	スキー・ノルディックスキー複合

<写真等>

国際大会に出場した過去10年間の本県競技者数の推移



資料：県体育協会調べ

(3) 競技力向上のための環境

長年にわたり、本県の競技力を牽引してきた優秀な指導者に続く、次世代を担う指導者の養成・確保が多くの競技団体に共通する課題となっています。

本県では、国体等に向けて競技力向上が図られるよう、競技団体における指導体制の整備に努めています。近年の国体における総合成績から、競技力の伸び悩みも見られるため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組み、効果的な選手の育成・強化を図るとともに、競技団体における一貫指導体制の推進に向けた取組が必要です。

競技団体の中には、組織体制・指導体制が強固ではない団体も見られることから、諸課題を適切に把握し、それらの課題克服に向けた取組が必要です。

今後も競技者がより質の高い活動ができるよう、競技団体における強化拠点の環境整備をはじめとする競技力向上に必要な諸条件に関する調整が必要です。

3 障がい者スポーツ

(1) 障がい者スポーツの活動状況

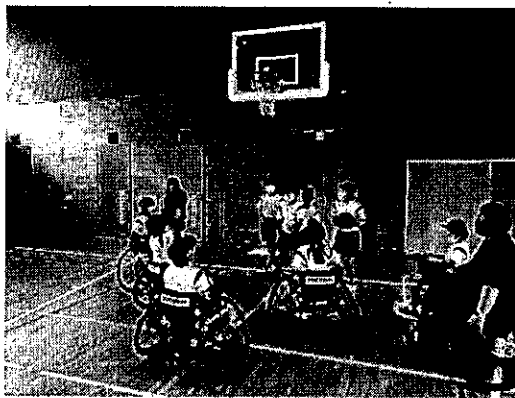
令和元年度に実施した県民実態調査の結果を見ると、東京パラリンピック等への関心の高さなどを背景として「車いすバスケットボール」の認知度が8割超となるなど、競技種目の認知度が高まりつつある一方、県民が実際に障がい者スポーツに関与した経験については極めて低い数値となっており、その理由は「参加機会がない」が全体の63%となっています。

県では、障がい者のスポーツ活動を総合的に推進するために、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会（以下「県障がい者スポーツ協会」という。）と連携し、各種スポーツ教室の開催や指導員の養成等を実施しており、これらの取組が、パラリンピックをはじめとした国際大会や全国大会において活躍するアスリートの輩出にもつながっています。

障がい者の多くは、成人後、学校教育活動のような体育・スポーツに触れ楽しむ機会が減少する傾向にあることから、障がいのある人が生涯にわたり、自分で選択し積極的にスポーツを行うことができるよう、幼少期から高齢期を通じ幅広い年代で、障がいの特性やニーズに応じた多種多様なスポーツ機会の確保が求められます。

また、障がい者の無限の可能性を上手に引き出し、個々の能力に応じたアスリートを育成し、選手層の裾野拡大を図ることが、障がい者スポーツを振興していく上で、今後さらに必要です。

さらに、障がいのある人とない人が共にスポーツを楽しむことは、障がいへの理解促進や障がい者スポーツの普及拡大につながり、スポーツを通じた共生社会の実現が求められています。

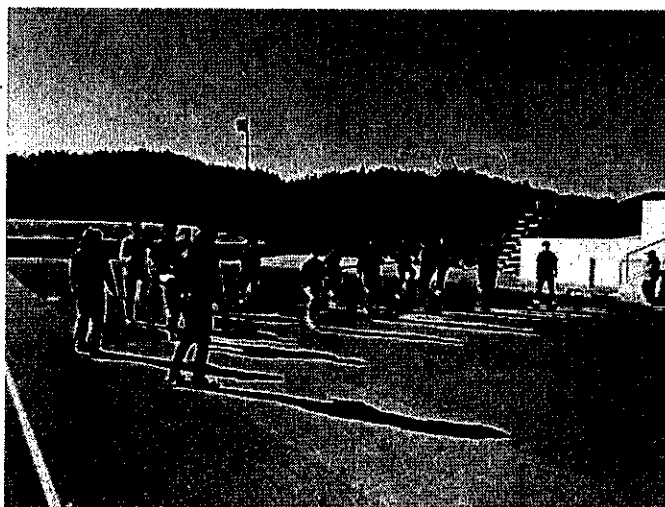


(2) 障がい者スポーツの環境

各スポーツ教室等については、地域やパラ競技団体、障がい者スポーツ団体ごとに拠点となる活動場所などにおいて、福島県障がい者スポーツ指導者協議会と連携し定期的を実施しています。しかし、特にパラ競技団体の運営については、大会の開催や練習会を継続的に実施していく上での財政的な課題も多く、パラ競技団体へのサポートが必要です。

また、障がいの特性とスポーツの特性を理解し、マッチングやコーディネートできるスポーツ指導員や専門スタッフ等を育成し、障がい者スポーツの裾野拡大を図るとともに、パラアスリートの発掘・育成・強化をすることが必要です。

さらに、バリアフリー法に基づく基本的な方針の中には、各施設におけるバリアフリー化の一層の推進があげられていることから、施設のバリアフリー化や障がい者へのきめ細やかな配慮が行き届く施設運営など、障がい者スポーツを取り巻く環境の充実が求められます。



4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の福島県開催

令和3（2021）年7月21日、22日、28日の3日間にわたり、東京オリンピック野球・ソフトボール競技の予選ラウンドとして、ソフトボール6試合と野球1試合が県営あづま球場で開催されました。

平成29（2017）年に本県における競技開催が決定された以降、県営あづま球場の機能性、利便性向上や老朽化対策を図るため、グラウンドの人工芝化やバリアフリー化、エレベーターの設置等の改修を行うとともに、いました。また、大会に向けた機運を盛り上げるため、県内市町村や民間企業等と連携し、競技体験イベントや主要駅等へのカウントダウンボードの設置、ラッピングバスの運行等を行いました。

本県での競技開催を通して、福島の現状や魅力の発信に一定の成果が得られるとともに、オリンピック・パラリンピックを契機として県民のスポーツ活動への関心が高まりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、県営あづま球場での野球・ソフトボール競技が無観客となるとともに、大会を支える都市ボランティアの活動やホストタウン交流等が中止又は規模の縮小を余儀なくされとなり、県民参加や情報発信等の取組に課題が残りました。

今後は、東京2020大会の成果と課題を踏まえ、都市ボランティアの活動機会の創出や、関係団体等と連携した県営あづま球場等を活用したスポーツによる交流人口の拡大等に取り組むなど、東京2020大会を契機とした、活力ある地域づくりにつなげていく必要があります。



5 考慮すべき社会の現状

- 新型コロナウイルスと共存する社会生活の長期化が想定される中、感染拡大防止のための手洗い・咳エチケット・マスク着用の徹底、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避といった基本的な感染対策を講じた「新しい生活様式」における安全・安心なスポーツ活動が求められています。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災・原子力災害の発生から、10年余、本県は一步ずつ復興の歩みを進めてきました。近年は、台風や大雨等による自然災害が頻発しており、大きな被害が生じています。
- 東日本大震災・原子力災害、自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの課題を乗り越えながら、本県のスポーツ振興を力強く推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画における取組による成果や課題等を踏まえ、その成果を引き継ぎながら、本県におけるスポーツ行政の根幹となる考え方を、基本理念として以下のとおり設定します。

県民の誰もが豊かなスポーツライフを創造できる

「生涯スポーツ社会の実現」

2 目指す姿

県民が生涯にわたってスポーツに親しみながら、地域で心身ともに健やかに暮らすことができる「スポーツふくしま」を実現する

3 計画の構成

本計画の目指す姿の実現に向け、以下の4つの施策の取組を柱として整理し、施策を推進することとします。

<計画の構成>

施策の柱1 生涯スポーツの推進に関する取組

施策の柱2 競技スポーツの推進に関する取組

施策の柱3 障がい者スポーツの推進に関する取組

施策の柱4 オリンピック・パラリンピックのレガシーの推進に関する取組

4 視点 「楽しむ」「競う」「ともに」「つなぐ」

○「楽しむ」

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、「する」「みる」「さ

さえる」といった多様な形でスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフの創造を目指すことができるよう、「楽しむ」を一つ目の視点とします。

○「競う」

国際大会や各種全国大会で活躍できるアスリートを数多く育成することは、次代を担うアスリートに夢や希望を与えるとともに、県全体の活性化に大きく寄与するものであるため、「競う」を二つ目の視点とします。

○「ともに」

障がい者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画ができるよう、身近な地域で日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりによる「共生社会の実現」に向け、「ともに」を三つ目の視点とします。

○「つなぐ」

東京2020大会を契機としたスポーツ活動の機運上昇を県内のスポーツ推進の好機として捉えるとともに、レガシーとして継承し、活力ある地域づくりにつなげていくため、「つなぐ」を四つ目の視点とします。

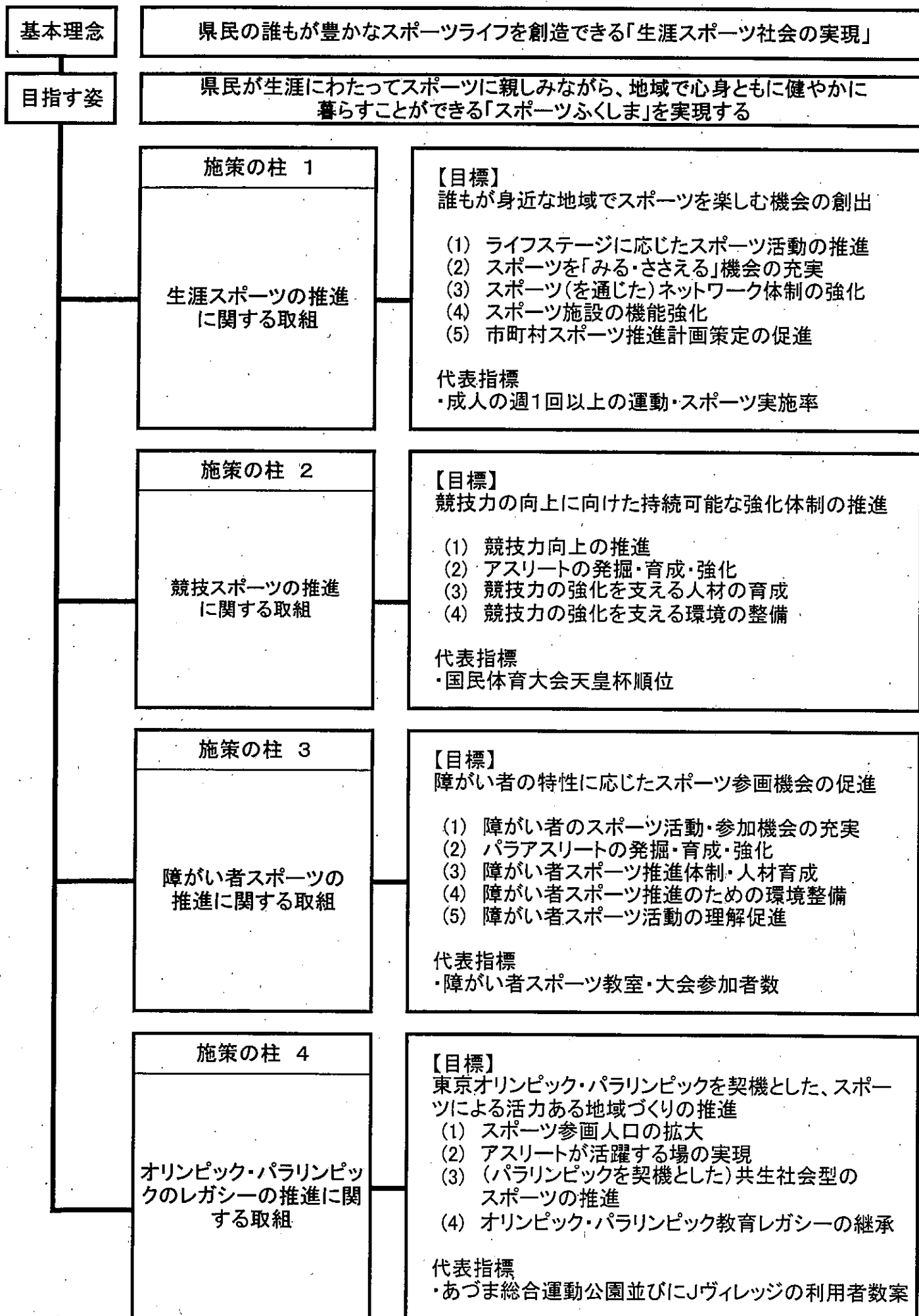
2030年に「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指す国際社会共通の目標として「SDGs」が掲げられています。

新たな福島県総合計画の「ふくしまのスポーツの推進」においては、“3すべての人に健康と福祉を”及び“4質の高い教育をみんなに”がSDGsの目標として掲げられていることを踏まえ、部門別計画である本計画では、その目標を浸透させながら本県のスポーツ推進に努めます。



第4章 施策の推進における取組内容

I 施策体系



施策の柱1 生涯スポーツの推進に関する取組

【目標】

誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- | |
|----------------------------------|
| ① 各カテゴリーにおけるスポーツイベント等の開催 |
| ② 子どものスポーツ機会の充実(児童・生徒の体力向上の取組含む) |

(2) スポーツを「みる・ささえる」機会の充実

- | |
|---------------------|
| ① スポーツ関連情報の発信 |
| ② 観戦、応援するスポーツの促進 |
| ③ (地域)スポーツを支える人材の育成 |
| ④ スポーツボランティアの育成・活用 |

(3) スポーツ(を通じた)ネットワーク体制の強化

- | |
|---------------------|
| ① 総合型地域スポーツクラブの機能強化 |
| ② 関係機関・団体との連携の推進 |

(4) スポーツ施設の機能強化

- | |
|-------------|
| ① 既存施設の有効活用 |
| ② 学校施設開放の促進 |

(5) 市町村スポーツ推進計画策定の促進

- | |
|----------------------------------|
| ① (市町村)セミナー等をおとしたスポーツ推進計画策定の普及啓発 |
|----------------------------------|

施策の柱 1 生涯スポーツの推進に関する取組

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

① 各カテゴリーにおけるスポーツイベント等の開催 のスポーツに親しむ機会の充実

県は、市町村、スポーツ推進委員、総合型クラブ等と連携し、スポーツに関心のない人のスポーツ普及・啓発活動として、地域コミュニティの醸成や仲間づくりを促進するとともに、スポーツに親しむ多様な機会の提供や情報発信を通じて、スポーツへの興味・関心を喚起する取組を推進します。

県は、市町村、スポーツ推進委員、総合型クラブ等と連携し、女性のスポーツ普及・啓発活動として、女性のライフステージやニーズ、意欲に応じたスポーツ機会や情報を提供するなど、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備を促進します。

県は、市町村、県体育協会等と連携し、子育て世代のスポーツ普及・啓発活動として、親子を対象とした各種体験型のスポーツ教室などを開催し、親子で身体を動かす機会の充実を図ります。

県は、市町村、企業等と連携し、働き盛り世代のスポーツ普及・啓発活動として、従来のスポーツ活動のほか、日常生活におけるウォーキングや体操など、仕事の合間や通勤時に気軽に取り組める運動を推奨するなど、スポーツ活動の時間を創出する働きかけを行います。

県は、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型クラブ等と連携し、高齢者がそれぞれの体力や健康状態に応じたスポーツをする機会の充実に努めるとともに、ニュースポーツ等の運動をとおした活動を支援します。

県は、市町村やスポーツ団体等と連携し、幅広い年代で、それぞれのライフスタイルや適性、興味・関心に応じたスポーツに取り組めるよう、県民スポーツ大会やふくしまレクリエーションフェスタの開催などスポーツをする機会の充実に努めます。

県は、市町村や企業と連携し、県民の運動やスポーツを継続する働きかけとして、ICTを活用したインセンティブや健康プログラムの提供などの活動を推進します。

② 子どものスポーツ機会の充実（児童・生徒の体力の向上の取組含む）

県は、屋内外における子どもたちの「遊び」の環境を整備し、福島

未来を担う子どもたちの健やかな成長を促します。

県と県体育協会は、子どもが身近な地域で多様なスポーツを経験でき、発達段階に応じた適切な指導が受けられるよう、スポーツ少年団や総合型クラブにおける指導環境の充実を図ります。

県教育委員会は、授業の質を高めるための教員の指導力向上の取組や、教員同士の教科間連携による授業改善、運動習慣の定着に向けた体育的活動の充実等により、運動好きで、主体的に運動・スポーツに関わることができる児童・生徒の育成を図ります。

県と県教育委員会は、学校と地域競技団体等との連携により、運動部活動を地域で受け入れるための体制が積極的に進められることを目指して、必要な環境整備について検討を進めます。

(2) スポーツを「みる・ささえる」機会の充実

① スポーツ関連情報の発信

県は、県体育協会、県障がい者スポーツ協会、県レクリエーション協会等と連携し、県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、関係機関・団体と連携した効果的なスポーツ情報の収集と発信に努めます。

② 観戦、応援するスポーツの促進

県は、本県を拠点に活動するプロスポーツチームの試合観戦や選手との交流機会等を創出するとともに、全国規模の大会誘致により、「みる」スポーツを通じてスポーツへの興味・関心を高め、より多くの県民がスポーツに親しむ機運の醸成に努めます。

③ (地域) スポーツを支える人材の育成

県は、県体育協会、県障がい者スポーツ協会、競技団体等と連携し、スポーツを「ささえる」役割を担う専門性を有した地域のスポーツ指導者、障がい者スポーツの指導者等を対象とした研修会を開催するなど、スポーツを支える人材の育成や資質向上に努めます。

④ スポーツボランティアの育成・活用

県は、関係団体と連携し、各種スポーツイベント等の企画や運営などに関わるをささえるスポーツボランティアの普及・育成に努めます。研修会や活動への参加を推奨するなど、スポーツを「ささえる」機会の充実また、スポーツボランティア活用の機会創出に努めます。

(3) スポーツ(を通じた)ネットワーク体制の強化

① 総合型地域スポーツクラブの機能強化

県は、県体育協会、広域スポーツセンター、福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県総合型クラブ協議会」という。）と連携し、総合型クラブの登録・認証制度の整備等による質的充実を図るなど、総合型クラブが持続可能な運営体制となるよう支援に努めます。

② 関係機関・団体との連携の推進

県は、県体育協会、広域スポーツセンター、県総合型クラブ協議会と連携し、関係団体と総合型クラブの連携・協働による体制づくりを進めます。

県と県教育委員会は、市町村教育委員会や学校等と連携し、総合型クラブなどが地域において運動部活動を担えるよう環境づくりを促進します。

（４）スポーツ施設の機能強化

① 既存施設の有効活用

県は、東京2020大会の開催を契機に整備されたあづま球場や本県復興のシンボルであるJヴィレッジなど、県内スポーツ施設の利活用促進を図ります。

競技振興の拠点となるスポーツ施設の整備については、既存施設の一層の活用を促進するとともに、調査・研究に努め、その在り方について検討します。

② 学校施設開放の促進

県と県教育委員会は、県民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、身近なスポーツ活動の場である学校体育施設の開放を促進します。

（５）市町村スポーツ推進計画策定の促進

① （市町村）セミナー等とおしたスポーツ推進計画策定の普及啓発

県は、セミナー等を実施し、各市町村における「スポーツ推進計画」の策定や改定を促すとともに、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を実施するよう働きかけ、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、各市町村がスポーツを通じた活力ある社会づくりに取り組めるように努めます。

【代表指標】

指標名	基準値	現状値(H30)	目標値(R12)
成人の週1回以上の 運動・スポーツ実施率	50%	49.9%	65%

スポーツイベント・大会等の開催に当たっては、国の基準を踏まえ、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や競技特性に応じた各競技別のガイドライン等を遵守した上で実施されるよう、ウィズコロナ、アフターコロナの社会におけるスポーツ活動を推進します。

施策の柱2 競技スポーツの推進に関する取組

【目標】

競技力の向上に向けた持続可能な強化体制の推進

(1) 競技力向上の推進

- | |
|---------------|
| ① 各競技団体の競技力強化 |
| ② 一貫指導体制の推進 |

(2) アスリートの発掘・育成・強化

- | |
|-------------------------|
| ① 国際的な舞台で活躍するアスリートの強化支援 |
| ② 次世代アスリートの発掘・育成・強化の支援 |

(3) 競技力の強化を支える人材の育成

- | |
|---------------------|
| ① 指導者・スタッフの育成と資質の向上 |
| ② 若手指導者の育成 |

(4) 競技力の強化を支える環境の整備

- | |
|---------------------------------|
| ① スポーツ医・科学、情報等を活用した支援 |
| ② スポーツ・インテグリティの向上 |
| ③ トップアスリートのキャリア形成の促進 |
| ④ 企業・大学・地域等との連携・協働(運動部活動との連携含む) |

施策の柱 2 競技スポーツの推進に関する取組

(1) 競技力向上の推進

① 各競技団体の競技力強化

県は、県体育協会と連携し、国際大会や各種全国大会で活躍できるアスリートの輩出に向けた競技団体が実施する強化活動を支援します。

② 一貫指導体制の推進

県は、県体育協会や学校体育団体等と連携し、競技特性や選手の発達段階に応じた長期的視点に基づいた指導理念のもと効果的な選手の発掘・育成・強化を図る一貫指導体制を推進する競技団体を支援します。

(2) アスリートの発掘・育成・強化

① 国際的な舞台で活躍するアスリートの強化支援

県は、県体育協会や競技団体等と連携し、国際的な競技力向上を見据えた本県のアスリートを育成・強化するためのサポート体制の充実を図ります。

② 次世代アスリートの発掘・育成・強化の支援

県は、県体育協会や競技団体等と連携し、国際大会や各種全国大会で活躍が期待できる優れた資質を有する次世代アスリートの発掘・育成・強化を図るなど、その活動を支援します。

(3) 競技力の強化を支える人材の育成

① 指導者・スタッフの育成と資質の向上

県は、県体育協会や競技団体等と連携し、国際大会や各種全国大会で活躍できるアスリートの育成・強化に向け、品格や資質を兼ね備え、選手の多様なニーズに応えることができる指導者の養成に向けた研修会等を実施するなど、その資質向上に努めます。

② 若手指導者の育成

県は、県体育協会や関係団体等と連携し、研修会を開催するなど、競技力向上の推進役を担う指導者の養成に努めます。

(4) 競技力の強化を支える環境の整備

① スポーツ医・科学、情報等を活用した支援

県は、県体育協会や関係団体等と連携し、アスリートの栄養・コンディションの管理・指導をなど、スポーツ医・科学のスタッフ等から、専門知識に基づいたアドバイスを受けられる体制の充実に努めます。

② スポーツ・インテグリティの向上

県は、県体育協会や競技団体等と連携し、スポーツの誠実性・健全性・高潔性を高め、スポーツの価値の向上を図るため、競技団体のコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化等に関する取組を推進します。

③ トップアスリートのキャリア形成の促進

県は、県体育協会と競技団体等と連携し、トップアスリートが、競技生活を終えた後も県内に定着し、指導者等として活躍するとともに、その能力を地域社会で活用できるような機会の拡充に努める等、スポーツに関わる人材の好循環の構築を図ります。

④ 企業・大学・地域等との連携・協働（運動部活動との連携含む）

県は、企業や関係機関・団体等と連携し、県内のトップアスリートが、活動拠点として競技活動に励むことのできる体制の整備について研究を進めます。

県は、県体育協会と競技団体等と連携し、県内の大学におけるスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）を活用したアスリートの競技力を支える体制の整備に努めます。

県は、県教育委員会や学校体育団体、総合型クラブと連携し、運動部活動の活性化及び充実に必要な取組について調査・研究を進め、競技別の強化拠点活動の支援に努めます。

【代表指標】

指標名	基準値	現状値(R1)	目標値(R12)
国民体育大会天皇杯順位	35位以内 420点以上	39位 383.5点	20位台後半 480点以上

施策の柱3 障がい者スポーツの推進に関する取組

【目標】

障がい者の特性に応じたスポーツ参画機会の促進

(1) 障がい者のスポーツ活動・参加機会の充実

- | |
|----------------------------------|
| ① 障がい児・者のスポーツ活動の推進、成長に合わせたスポーツ指導 |
| ② スポーツイベント等への参加 |
| ③ 総合型地域スポーツクラブとの連携 |

(2) パラスリートの発掘・育成・強化

- | |
|------------------|
| ① パラスリートの発掘、育成支援 |
| ② (パラ)各競技団体への支援 |

(3) 障がい者スポーツ推進体制・人材育成

- | |
|-------------|
| ① 指導者の養成 |
| ② ボランティアの育成 |

(4) 障がい者スポーツ推進のための環境整備

- | |
|------------------------------------|
| ① 活動拠点の整備 |
| ② バリアフリー化の促進、合理的配慮の推進(学校体育施設、公共施設) |
| ③ 障がい者スポーツに係る用具の有効活用 |

(5) 障がい者スポーツ活動の理解促進

- | |
|-------------------|
| ① 障がい者スポーツの魅力発信 |
| ② 障がい者スポーツ関連情報の発信 |
| ③ 観戦、応援するスポーツの促進 |

施策の柱3 障がい者スポーツの推進に関する取組

(1) 障がい者のスポーツ活動・参加機会の充実

- ① 障がい児・者のスポーツ活動の推進、成長に合わせたスポーツ指導
県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、運動導入教室をはじめとする各スポーツ教室等において、興味、目的、体力や年齢、運動機能、ライフステージ、成長に合わせたきめ細かな指導などスポーツ活動の推進に努めます。
- ② スポーツイベント等への参加
県は、県障がい者スポーツ協会や福島県障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、各地域で開催されるスポーツ教室やイベント等の開催を支援するとともに参加を促します。
県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣します。
- ③ 総合型地域スポーツクラブとの連携
県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、総合型クラブ、体育施設管理者、スポーツ推進員などのスポーツ関係団体の指導者等に対して、障がい者が身近な地域で安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障がいの特性や障がい者スポーツの指導助言、障がい者スポーツを導入する上でのガイドブック等の普及活動を進めます。



(2) パラアスリートの発掘・育成・強化

- ① パラアスリートの発掘、育成支援
県は、県障がい者スポーツ協会や各パラ競技団体、特別支援学校等と連携し、障がい者へのスポーツ活動の参加を促し、選手層の裾野拡大を図ります。
また、将来、パラリンピック等の国際大会で活躍が期待され、本県障

がい者スポーツ競技発展の一翼を担うことが期待される次世代パラアスリートを支援します。

② (パラ) 競技団体への支援

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、競技力の強化を図るための練習会や合宿等を実施する各パラ競技団体を支援します。

また、パラスポーツ大会を開催するパラ競技団体やブロック大会等に出場するパラ競技団体を支援します。

本県関係パラリンピック競技大会出場選手

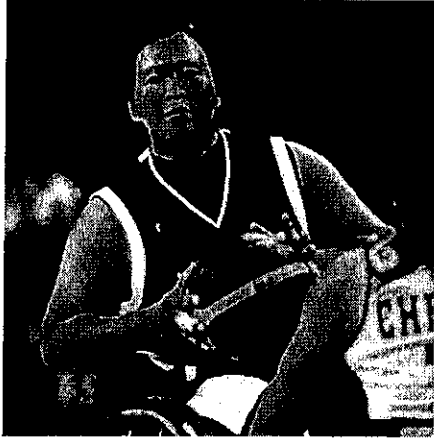
夏季大会

開催年	開催地	選手名	競技種目
H20 (2008)	北京 (中国)	八巻 智美	陸上競技T53 女子100m・200m
		増子 恵美	車いすバスケットボール 女子
		佐藤 聡	車いすバスケットボール 男子
H24 (2012)	ロンドン (イギリス)	半谷 静香	柔道競技 女子48kg級
		豊島 英	車いすバスケットボール 男子
		佐藤 聡	車いすバスケットボール 男子
H28 (2016)	リオデジャネイロ (ブラジル)	半谷 静香	柔道競技 女子48kg級
		豊島 英	車いすバスケットボール 男子
		吉田 信一	卓球競技 男子
R3 (2020)	東京	佐々木真菜	陸上競技T13 女子100m・400m
		半谷 静香	柔道競技 女子48kg級
		橋本 勝也	車イスラグビー
		豊島 英	車いすバスケットボール 男子

冬季大会

開催年	開催地	選手名	競技種目
H22 (2010)	バンクーバー (カナダ)	鈴木 猛史	スキー競技 アルペン
H26 (2014)	ソチ (ロシア)	鈴木 猛史	スキー競技 アルペン
H30 (2018)	平昌 (韓国)	鈴木 猛史	スキー競技 アルペン

* 選手名の太字はメダリスト



(3) 障がい者スポーツの推進体制・人材育成

① 指導者の養成

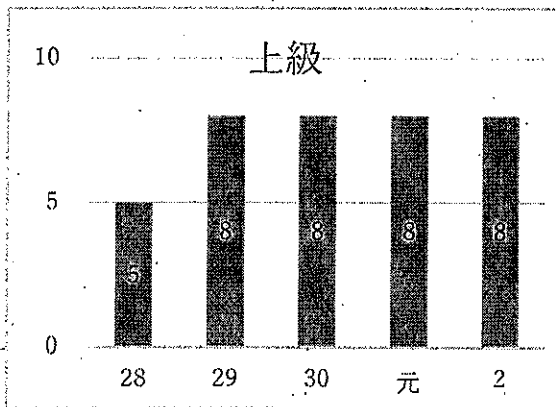
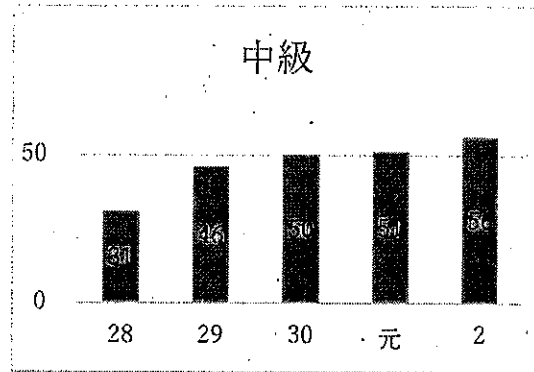
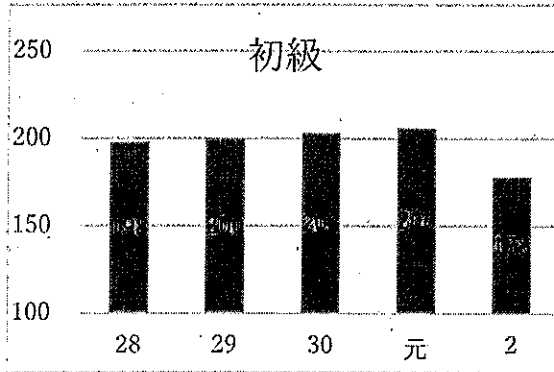
県は、県障がい者スポーツ協会等と連携し、障がいの状態に応じたスポーツ指導ができる人材の育成に向け、障がい者スポーツ指導員養成講習会（初級）を開催します。

また、競技特性に応じたより専門的な指導ができる中級・上級指導員の受講者を支援し、障がい者スポーツの中心的存在として地域の活動をコーディネートできる人材育成に努めます。

② ボランティアの育成

県は、県障がい者スポーツ協会、企業、関係機関、大学、専門学校等と連携し、各種大会やスポーツイベントへのボランティア活動の参加を促進します。

【障がい者スポーツ指導員数】



(4) 障がい者スポーツ活動推進のための環境整備

① 活動拠点の整備

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、障がいの特性に応じたサポート体制を有するスポーツ拠点を整備し、その拠点を各地域に展開していく中で、これを支える人材の確保や人的ネットワークの確立に取り組むとともに、地域で運動・スポーツがしやすい環境づくりに努めます。

② バリアフリー化の促進、合理的配慮の推進(学校体育施設、公共施設)

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、スポーツ施設設置者等へスポーツ施設の「障害者差別解消法」や「合理的配慮」の理解を促し、障がい者がスポーツ施設を利用しやすい環境づくりに努めます。

③ 障がい者スポーツに係る用具の有効活用

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者スポーツを体験したい人や団体等(学校や福祉事業所)へ、用具の貸出を行い、身近な場所で障がい者スポーツができる環境づくりに努めます。



(5) 障がい者スポーツの活動の理解促進

① 障がい者スポーツの魅力発信

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、パラリンピックや国際大会等で活躍した選手・関係者と交流できるイベントや出前講座等を開催し、障がいの有無に関わらず共にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、パラスポーツの競技紹介や体験会を通して、スポーツを通じた共生社会の実現のために、障がい者スポーツの魅力を発信します。

② 障がい者スポーツ関連情報の発信

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、県内各地域で開催される様々な障がい者スポーツイベント等について、協会広報誌やリーフレット、SNS、ホームページ等を活用し分かりやすく情報を提供するとともに、地元メディア等と連携した積極的なPR活動に努めます。

③ 観戦、応援するスポーツの促進

県は、県障がい者スポーツ協会と連携し、県内で開催される各種パラスポーツ大会の観戦への参加を積極的に促すほか、国内外で放映されるパラスポーツの試合などを周知し、障がい者スポーツの応援者(ファン)の拡大に努めます。

【代表指標】

指標名	基準値	現状値	目標値(R12)
障がい者スポーツ教室・大会参加者数	4,800人	—	6,600人

施策の柱4 オリンピック・パラリンピックのレガシーの推進 に関する取組

【目標】

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツによる
活力ある地域づくりの推進

(1) スポーツ参画人口の拡大

- | |
|------------------------------|
| ① 各カテゴリーにおけるスポーツイベント等の開催（再掲） |
| ② スポーツボランティアの育成・活用（再掲） |
| ③ 身近な地域におけるスポーツ機会の充実 |
| ④ スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進 |

(2) アスリートが活躍する場の実現

- | |
|--|
| ① 国際的な舞台で活躍するアスリートの強化支援（再掲） |
| ② トップアスリートのキャリア形成の促進（再掲） |
| ③ ロールモデルアスリートの育成と活躍の推進
（総合型地域スポーツクラブとの連携） |

(3) (パラリンピックを契機とした) 共生社会型のスポーツの推進

- | |
|--------------------|
| ① 障がい者スポーツのサポーター拡大 |
| ② 活動拠点の整備（再掲） |
| ③ 心のバリアフリーの理解・定着促進 |

(4) オリンピック・パラリンピック教育レガシーの継承

- | |
|---------------------------|
| ① 多面的な教育的価値を踏まえたスポーツ活動の促進 |
|---------------------------|

施策の柱 4 オリンピック・パラリンピックのレガシー 推進に関する取組

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① 各カテゴリーにおけるスポーツイベント等の開催 (再掲)
- ② スポーツボランティアの育成・活用 (再掲)
- ③ 身近な地域におけるスポーツ機会の充実

県は、市町村と連携し、豊かな自然環境を活かしたスポーツ活動の充実に向けた取組を促進します。

県は、市町村、県体育協会等と連携し、地域スポーツ資源を活かした体験プログラムを実施するとともに、身近な地域のスポーツ活動の情報提供に努めます。

- ④ スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進

県は、オリンピック野球・ソフトボール競技が開催された県営あづま球場やオリンピック聖火リレーグランドスタートの地となったJヴィレッジの利活用を促進し、スポーツによる交流人口の拡大に努めます。

県は、関係団体等と連携しながら、スポーツ大会等の誘致やスポーツイベントの継続的な開催等に取り組み、地域振興・観光振興につなげます。

県は、ホストタウン等の市町村と相手国・地域との継続的な国際交流を促進します。

(2) アスリートが活躍する場の実現

- ① 国際的な舞台で活躍するアスリートの強化支援 (再掲)
- ② トップアスリートのキャリア形成の促進 (再掲)
- ③ ロールモデルアスリートの育成と活躍の推進 (総合型地域スポーツクラブとの連携)

県は、県スポーツ協会や競技団体、総合型クラブ等と連携し、本県関係のトップアスリートが市町村や地域のスポーツクラブ、競技団体が開催するスポーツイベント・スポーツ教室において活躍する場を創出するなど、各種事業におけるロールモデルとして広く活用するための取組を推進します。

(3) (パラリンピックを契機とした) 共生社会型のスポーツの 推進

① 障がい者スポーツのサポーター拡大

県は、県障がい者スポーツ協会等と連携し、障がい者スポーツ関連の情報や魅力を発信するとともに、スポーツ指導員、大会ボランティア、企業スポンサー等、障がい者スポーツのサポーター拡大に努めます。

② 活動拠点の整備 (再掲)

③ 心のバリアフリーの理解・定着促進

県は、県障がい者スポーツ協会、県教育委員会と連携し、各学校等に対して出前講座等を行い、障がい者スポーツの理解促進を通して「心のバリアフリー」「共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

(4) オリンピック・パラリンピック教育レガシーの継承

① 多面的な教育的価値を踏まえたスポーツ活動の促進

県は、オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ活動への関心の高まりをレガシーとして継承し、関係団体等と連携しながら、多種多様なスポーツの体験機会を子どもたちに提供し、スポーツ活動への一層の参画を促進します。

【代表指標】

指標名	基準値	現状値	目標値(R12)
あづま総合運動公園並びにJヴィレッジの利用者数(案)	187万人	—	251万人

II 施策の推進にあたって

1 計画の推進体制

施策の推進にあたっては、市町村やスポーツ団体等の関係機関・団体はもとより、企業や大学等とも連携・協働して取り組んでいきます。

また、スポーツ基本法に基づき、「地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため」に設置された福島県スポーツ推進審議会が中心となり、本計画の進捗状況や、本計画に基づく取組の成果などについて進行管理を行います。

2 計画の進行管理

- (1) 本計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設定した指標を用いて行います。
- (2) 福島県スポーツ推進審議会を定期的で開催し、各指標や最新の数値に基づいて、これまでの目標指標の推移や目標年度との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行います。
- (3) 県政世論調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行います。

福島県スポーツ推進基本計画・指標一覧

* 新型コロナウイルス感染症の影響がある現状値については、R1等の値を掲載しています。

施策の柱	指標	基準値	目標(R12)	* 現状値
1 生涯スポーツの推進に関する取組	代表指標			
	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	50%	65%	49.9%(H30)
	関連指標			
	① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(公立小・中学校)	小5男: 98.9 小5女: 101.1 中2男: 99.3 中2女: 100.1	小5男: 100.0 小5女: 101.9 中2男: 100.0 中2女: 100.2	小5男: 97.9(R1) 小5女: 102.5(R1) 中2男: 99.5(R1) 中2女: 103.5(R1)
	② この1年にスポーツに関するボランティアに参加した割合	9%	11%	9.1%(R1)
	③ 学校体育施設(グラウンド及び体育館)の開放率	小・中学校 90% 高校 24%	小・中学校 95% 高校 35%	小・中学校 90.4%(R1) 高校 25.0%(R1)
	④ 市町村のスポーツ推進計画(単独)策定状況調査	7件市町村	24件市町村	7件市町村(R2)
	⑤ 生涯スポーツに関連する行事に参加した延べ人数	180,000人	368,000人	321,085人(R1)
⑥ 総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	100,000人	112,000人	96,848人(R1)	
2 競技スポーツの推進に関する取組	代表指標			
	国民体育大会天皇杯順位	35位以内 420点以上	20位台後半 480点以上	39位(R1) 383.5点(R1)
	関連指標			
① 全国大会等で上位入賞する競技者数	個人: 135人 団体: 30団体	個人: 145人 団体: 40団体	個人: 130人(R1) 団体: 29団体(R1)	
② 国際大会に出場する競技者数	70人	100人	88人(R1)	
3 障がい者スポーツの推進に関する取組	代表指標			
	障がい者スポーツ教室・大会参加者数	4,800人	6,600人	—
	関連指標			
① 体育施設等のバリアフリー化の促進・合理的配慮の推進状況	310件	750件	306件(R2)	
② 日本障がい者スポーツ協会公認スポーツ指導者数等	250人	340人	242人(R2)	
4 のレガシーの推進に関する取組	代表指標			
	あづま総合運動公園並びにJヴィレッジの利用者数(案)	187万人	251万人	あづま総合運動公園 1,670,180人(R1) Jヴィレッジ 491,467人(R1)
	関連指標			
	④ 総合型地域スポーツクラブへの高齢者の登録者数(高齢の障がい者含む)	5,000人	6,980人	5,072人(R1)
	② この1年にスポーツに関するボランティアに参加した割合(再掲)	9%	11%	9.1%(R1)
	③ 生涯スポーツに関連する行事に参加した延べ人数(再掲)	180,000人	368,000人	321,085人(R1)
④ 国際大会に出場する競技者数(再掲)	70人	100人	88人(R1)	
⑤ 体育施設等のバリアフリー化の促進・合理的配慮の推進状況(再掲)	310件	750件	306件(R2)	

参 考 资 料

計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年7月23日	第1回スポーツ推進審議会	○新スポーツ推進基本計画策定スケジュール案の提示等
令和2年2月6日	第2回スポーツ推進審議会	○県民の運動・スポーツに関する実態調査の結果報告について ○現スポーツ推進基本計画の評価 ○新スポーツ推進基本計画の方向性について
令和2年7月	第1回スポーツ推進審議会	※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和2年10月	第2回スポーツ推進審議会	※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和3年2月	第3回スポーツ推進審議会	※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和3年8月30日	第1回スポーツ推進審議会	第1回スポーツ推進審議会 ○知事(文化スポーツ局長)から審議会会長に諮問 ○新スポーツ推進基本計画の施策体系について ○新スポーツ推進基本計画の指標の検討について
令和3年11月12日	第2回スポーツ推進審議会	○新スポーツ推進基本計画(案)の中間整理
令和3年11月 日 ~12月 日	県民意見の募集(パブリックコメント)の実施	○計画書中間整理案に関する意見の募集
令和4年2月3日	第3回スポーツ推進審議会	○新スポーツ推進基本計画(案)の最終審議
令和4年2月 日		○答申

福島県スポーツ推進審議会委員名簿

No.	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 等	備 考
1	氏家美代子	NPO法人かわまたスポーツクラブ副理事長	
2	追分富子	福島県商工会議所女性会連合会会長	
3	尾形幸男	福島県高等学校体育連盟会長	
4	片平俊夫	公益財団法人福島県体育協会副会長	会長
5	菊池信太郎	医療法人仁寿会菊池医院院長	
6	熊ヶ谷頼子	福島県スポーツ推進委員協議会女性委員長	
7	斎藤公子	特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会事務局次長	
8	斎藤剛	福島県中学校体育連盟会長	
9	齋藤道子	NPO法人うつくしまスポーツルーターズ事務局長	
10	坂本浩之	福島県町村会副会長（三春町長）	
11	長岐博	公益財団法人スポーツ安全協会福島支部長	
12	中村啓子	公益法人福島県栄養士会副会長	
13	増子恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記	
14	班目秀雄	元JOCナショナルコーチ	
15	町島洋一	NPO法人かがみいしスポーツクラブ事務局員	
16	安田俊広	国立大学法人福島大学教授	
17	松井義孝	福島県都市教育長協議会副会長（本宮市教育長）	

用語の補足説明

1	ICT	「情報通信技術」をさす言葉で、通信技術を使って、人とインターネット、人と人が繋がる技術の意味です。活用例としては、メール、チャット、SNSの活用、ネット検索などがあります。
2	アスリート	運動選手、スポーツ選手を意味しますが、主としてトップレベルの競技者や大会入賞を目指して日々練習に打ち込むような選手をさします。
3	一貫指導体制	優れた素質を有する競技者が、指導者や活動拠点等にかかわらず、一貫した指導理念に基づく個人の特性や発達段階に応じた最適の指導を受けることを通じ、トップレベルの競技者へと育成される体制（システム）のことです。
4	インセンティブ	英語の「incentive（刺激・動機・誘因）」に由来し、動機づけを意味します。外部から刺激を与えることにより、人の意欲を掻き立て、行動を促すことをさします。
5	SNS	ソーシャルネットワークキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。
6	運動	健康や楽しみのためなどに行う身体活動のことです。
7	カテゴリー	「種類」「区分」という意味をさしますが、本計画では、年代別、性別、障がいの有無など、様々な属性を包括する意味で使用しています。
8	ガバナンス	不正行為を防止するための仕組みや効率よく業務を行うための仕組みのことです。
9	競技スポーツ	スポーツを行う目的は様々ですが、特に勝利や大会での成績、記録や技能の向上を目指して行うのが典型的な「競技スポーツ」です。競技スポーツを行うことは、勝利や技能の向上により達成感や満足感を味わうことができ、スポーツが持つ魅力を感じることができます。また、トップアスリートの競技をみることは、県民にスポーツの醍醐味、洗練された技能のすばらしさ等、人々に夢や感動を与え、スポーツの魅力を十分に伝えてくれるスポーツのことです。
10	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会のことで、それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。
11	県政世論調査	県政の課題等について県民の意識やニーズを調査し、具体的な政策形成等の基礎的な資料とする目的で実施する調査のことです。令和2年度は、県内の1300人を対象に実施しました（有効回収率64.5%）。
12	県民の運動・スポーツに関する実態調査	新たな「福島県スポーツ推進基本計画」の策定にあたり、指標の達成状況の検証や県民の運動・スポーツに対応する関心及びスポーツ活動の実態を把握し、基礎資料とするために実施する調査のことです。令和元年度は、県内の3000人を対象に実施しました（有効回収率44.7%）。
13	広域スポーツセンター	平成16年度までに広域スポーツセンターを県内4か所に設置し、広域市町村圏内の総合型地域スポーツクラブの創設や運営、圏内におけるスポーツ活動全般をサポートしてきました。平成28年度から「うつくしま広域スポーツセンター（県体育協会内）」の1センター体制で支援をしています。平成30年度に「ふくしま広域スポーツセンター」へ名称を変更しました。
14	合理的配慮	障がいのある方が困っている場合に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、困っている状況を改善してもらうことを合理的配慮と言います。行政機関や会社、お店などの人が、障がいのある方に「合理的配慮をしないこと」は差別となります。
15	高齢社会	高齢化率7%～14% を高齢化社会 同14%～21% を高齢社会 同21%～ を超高齢社会といます。 (高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合)
16	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。
17	コンプライアンス	法令順守。社会規範に反することなく、公正・公平に業務を遂行することをいいます。
18	生涯スポーツ	子どもから高齢者まで、生涯にわたってライフステージに、それぞれの興味・関心や目的に応じて運動・スポーツに親しむことを意味します。生涯スポーツは、競技として、レクリエーションとして、あるいは、健康・体力づくりなど、様々な目的や楽しみ方があります。また、「する」「みる」「ささえる」等、様々なかかわり方があります。

19	「障がい」の表記について	本県では、障がいの「害」という漢字の表記について、平成16年9月に策定した「第2次福島県障がい者計画」より「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、「福島県障がい者福祉計画」においても、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。
20	スポーツ	ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技やサッカー等の球技、また柔道や剣道等の武道などを「スポーツ」として扱います。しかし、単に「スポーツは・・・」や「スポーツ振興」あるいは「スポーツ活動」と表現している場合は、原則として「運動」と「スポーツ」の両方を含めた意味で使用しています。
21	スポーツ・インテグリティ	ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念のことであります。
22	スポーツ基本計画	スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として平成24年3月に位置づけられたものです。
23	スポーツ基本法	スポーツ振興法を全部改正する形で平成23年6月に制定された法律であり、スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められているものです。
24	スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）人のことをいいます。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツ実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、地域スポーツの推進役としてのコーディネーターという新たな役割が追加されました。
25	スポーツツーリズム	スポーツの参加や観戦を目的とした旅行や、地域資源とスポーツを融合した観光を楽しむとともに、地域における交流人口の拡大や地域経済への波及効果等を図る取組のことをいいます。
26	障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のことであります。
27	障がい者スポーツ指導員	日本国内の障がい者スポーツの普及と発展を目指して、（公財）日本障がい者スポーツ協会が公認する資格を有する指導者をさします。この資格には、初級・中級・上級・障がい者スポーツコーチ・障がい者スポーツトレーナー・障がい者スポーツ医の6つの資格があります。
28	障がい者スポーツ団体	障がいのある方を対象として、スポーツ・レクリエーション等を実施するスポーツクラブ、サークルなどをさします。
29	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	子どもの体力の状況を把握・分析し、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証・改善するため、全国の小5、中2を対象にスポーツ庁が実施する調査のことをいいます。
30	総合型地域スポーツクラブ	「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、地域住民が主体となって、自ら運営・管理をする新しいスポーツクラブのシステムです。いろいろな種類のスポーツを様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができるスポーツクラブのことをいいます。
31	第2期スポーツ推進基本計画	平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」は、平成24年度から5年間の計画であり、平成29年度から令和3年度までの計画を新たに策定するため、スポーツ庁において、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。
32	体育	「体育」とは、一般的には運動・スポーツについての教育（学習）を意味する言葉で、主に学校教育で使われる教育用語のことであります。
33	体力・運動能力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るため、文部科学省が昭和39年から行っています。
34	トップアスリート	アスリートの中でも一流と認められる者は「トップアスリート」という呼び方をします。一般的にはオリンピック・パラリンピックや世界選手権出場レベルの者や、各競技の世界ランキング上位者などをさします。しかし、高校生であれば全国大会出場レベル、大学生や社会人であれば日本選手権出場レベル以上のアスリートをさします。

35	登録・認証制度	総合型地域スポーツクラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業主体として役割を果たすことを目的として令和4年度から導入されるライセンス制度のことです。
36	バリアフリー	障害物（バリア）を取り除く（フリー）という意味。住宅内や地域社会において、障がい者や高齢者にとっての障害を取り除き、暮らしやすい環境を実現していこうという考え方。また、バリアフリーをさらに推し進め、障がい者、高齢者、健常者の別なく、誰にとっても利用しやすいように、製品や環境などをデザインしようという考え方をユニバーサルデザインといいます。
37	福島県障がい者スポーツ指導者協議会	県内の障がい者スポーツ指導員全体の組織で、指導員は、競技部、支部、専門部のいずれかに所属し（複数可）、障がい者スポーツの振興を図ります。また、各支部、各競技、指導者相互の連携を図り、指導員の資質向上、各種事業、大会の検討及び調整を行います。
38	福島県総合計画	県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画となり、計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間です。
39	不当な差別的取扱い	例えば、「障がいがある」という理由だけで、アパートを貸してもらえないこと、お店に入れてもらえないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」と考えられます。
40	フレイル	加齢とともに体や心のはたらき、社会的つながりが弱くなった状態のことをさします。何も対策をしないと要介護となる可能性高いですが、予防や改善が期待できる段階でもあります。早期に適切な取組を行うことが大切です。
41	ホストタウン	東京2020大会に向け、参加国と自治体等と連携した事前合宿やイベント、スポーツ・文化・観光関係者との相互交流、地域住民による参加国の競技応援等を実施することをいいます。
42	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念のことです。
43	ライフスタイル	生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。
44	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をさします。
45	レガシー	「遺産、先人の遺物」を意味する言葉です。IOCの憲法ともいえるオリンピック憲章には次のように記されています。「オリンピック競技大会のよい遺産（レガシー）を、開催都市ならびに開催国に残すことを推進する」。本計画では、東京2020大会を契機とした成果を未来につなげるための取組のことをいいます。
46	レクリエーション	「レクリエーション」とは「心を元気にすること」です。それを目的に行われる「スポーツ」を含むさまざまな活動を「レクリエーション活動」と呼びます。そこには、休養や娯楽、さらに自己実現を図るといった積極的な意味合いを持つものまでが含まれます。
47	ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のことをいいます。
48	若手指導者	おおむね40歳以下の指導者をさします。